

令和7年8月4日

関係者各位

長崎県五島中央病院 院長

松葉杖の貸出手数料の徴収について

現在、松葉杖の貸し出しについては無料にて行っておりますが、消耗品の交換や未返却による貸し出し備品の減少が多数発生しております。つきましては令和7年9月1日より1本あたり550円（税込み）の手数料を徴収することと致しました。料金の支払いにつきましては貸出時の外来会計に併せてご請求いたします。

利用者の方にはご負担を強いることとなりますが何卒ご理解いただきますようお願い致します。

また、使用期間が長期化する場合には破損や消耗品の劣化がある場合も考えられることから備品管理を目的として貸し出し期間は最長で2か月までとさせていただきます。2か月以降も使用される場合は交換（無料）を行いますので整形外科受付にお尋ね下さい。

- ・ 手数料 松葉杖 1本 550円（税込み）
- ・ 貸出期間 最長2か月間
- ・ 令和7年9月1日より開始